産業廃棄物関係の許可申請手続き

～処分業編～

令和６年２月

香川県環境森林部循環型社会推進課

　　はじめに

(1) 許可の対象者

排出事業者から委託を受けて産業廃棄物の処分（中間処理・最終処分）を行おうとする者は、産業廃棄物収集処分業の許可が必要です。

産業廃棄物を処分する施設の設置場所によって、香川県知事又は高松市長の許可が必要となります。

なお、排出事業者自らが産業廃棄物の処分を行う場合は、処分業の許可は不要です。

また、産業廃棄物を処分する施設が法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合は、別途、産業廃棄物処理施設設置許可を受ける必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な許可 | 事業の内容 |
| 香川県知事 | ・県内（高松市を除く。）に産業廃棄物を処分する施設を設置する場合 |
| 高松市長 | ・高松市内に産業廃棄物を処分する施設を設置する場合 |

＜高松市の窓口＞

高松市環境局環境指導課

〒760-0080

香川県高松市木太町2282-1環境業務センター内

TEL：087-839-2380

(2) 許可の期間

許可の期間は５年間です。

その後も事業を継続する場合は、許可の期限の3ヶ月前を目途に許可更新の手続きを行ってください。更新手続きがなされない場合は、自動的に許可の効力を失います。

※許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間において事業停止命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものについては、許可の期間は７年間となります。詳しくは窓口にお問合せください。

(3) 変更

許可を受けた後、取り扱う産業廃棄物の種類や処分の方法を追加するなど、事業内容を変更しようとする場合は、事前に変更許可を受ける必要があります。

また、許可証の住所、氏名・法人の役員・住所などを変更する場合は、変更届を提出する必要があります。

(4) 用語の定義

　　次のとおり略記しています。

　　法　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

　　令　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

　　規則　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

１　窓口・提出先

香川県の窓口は、産業廃棄物を処分する施設の設置場所を所管する保健福祉事務所環境管理室等です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者の所在地 | 窓口・提出先 | 連絡先等 |
| 東かがわ市、さぬき市、木田郡、香川郡 | 東讃保健福祉事務所環境管理室 | 〒769-2401香川県さぬき市津田町津田930-2TEL：0879-29-8273 |
| 丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡 | 中讃保健福祉事務所環境管理室 | 〒763-0082香川県丸亀市土器町東八丁目526TEL：0877-24-9966 |
| 観音寺市、三豊市 | 西讃保健福祉事務所環境管理室 | 〒768-0067香川県観音寺市坂本町七丁目3-18TEL：0875-25-6431 |
| 小豆郡 | 小豆総合事務所環境森林課 | 〒761-4121香川県小豆郡土庄町渕崎甲2079-5TEL：0879-62-2731 |

２　提出方法等

(1) 申請受付時間

平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出部数

１部

※必ず提出する書類一式のコピーを取っておいてください。次回の更新手続き時に必要となります。

３　申請手数料

事前協議終了後、許可申請書の提出の際に香川県証紙を納めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 区分 | 金額 |
| 産業廃棄物処分業 | 新規許可 | 100,000円 |
| 更新許可 | 94,000円 |
| 変更許可 | 92,000円 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 新規許可 | 100,000円 |
| 更新許可 | 95,000円 |
| 変更許可 | 95,000円 |

４　手続きの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事前相談 |  | 事業計画の概要を説明し、手続き等について相談します。 |
| **↓** |  |  |
| 施設に関する手続き |  | まず産業廃棄物を処分する施設について手続きを行います。詳細は「処理施設編」をご覧ください。 |
| **↓** |  |  |
| 事前協議書の提出 |  | 書類審査が行われ、不備書類等の訂正が指示されます。 |
| **↓** |  |  |
| 施設の設置確認 |  | 現地調査を行い、処分業を行うために必要な施設が現に設置されていることが確認されます。 |
| **↓** |  |  |
| 許可申請書の提出 |  | 事前協議終了の連絡を受けて、提出してください。この際、香川県証紙を納めます。 |
| **↓** |  |  |
| 許可証の交付 |  |  |
| **↓** |  |  |
| 事業の開始 |  |  |

５　提出書類

＜事前協議書＞

(1) 使用する様式

次表の種類・区分に応じた様式に所定の事項を記載してください。*【記載例p.1～3】*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 区分 | 様式の名称 |
| 産業廃棄物処分業 | 新規許可 | 産業廃棄物処分業協議書 |
| 更新許可 |
| 変更許可 | 産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処分業協議書 |
| 更新許可 |
| 変更許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書 |

(2) 添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添付書類 | 具体例 |
| １ | 事業計画の概要を記載した書類 | *【記載例p.4】* |
| ２ | 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 |  |
| ３ | 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類 | ・土地及び建物の登記簿謄本及び公図・土地及び建物所有者の名義が申請者以外の場合は賃貸借契約書等。 |
| ４ | 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 |  |
| ５ | 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し |  |
| ６ | 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 | ・（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証の写し（注１） |
| ７ | 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 | *【記載例p.9】* |
| ８ | 【法人のみ】直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | ・確定申告書の写し及び納税証明書（その１）（注２） |
| ９ | 【個人のみ】資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | *⇒資産に関する調書：【記載例p.10】*・確定申告書の写し及び納税証明書（その１）（注２） |
| 10 | 【法人のみ】定款又は寄附行為及び登記事項証明書 |  |
| 11 | 【個人のみ】次に掲げる①及び②の書類①住民票の写し②成年被後見人及び被保佐人に係る登記 事項証明書又は登記されていないこと の証明書又は本籍地の自治体が交付す る身分証明書 | ・住民票の写しは、本籍地（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等。以下同じ。）の記載が必要。・（注３）参照。 |
| 12 | 申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面 | *【記載例p.11】* |
| 13 | 【個人のみ】申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の次に掲げる①及び②の書類①住民票の写し②成年被後見人及び被保佐人に係る登記 事項証明書又は登記されていないこと の証明書又は本籍地の自治体が交付す る身分証明書 | ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。・（注３）参照。 |
| 14 | 【法人のみ】役員の次に掲げる①及び②の書類①住民票の写し②成年被後見人及び被保佐人に係る登記 事項証明書又は登記されていないこと の証明書又は本籍地の自治体が交付す る身分証明書 | ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。・（注３）参照。 |
| 15 | 【法人のみ】発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の次に掲げる①及び②の書類①住民票の写し②成年被後見人及び被保佐人に係る登記 事項証明書又は登記されていないこと の証明書又は本籍地の自治体が交付す る身分証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） | ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。・（注３）参照。 |
| 16 | 申請者に令第6条の10に規定する使用人（注４）がある場合には、その者の次に掲げる①及び②の書類①住民票の写し②成年被後見人及び被保佐人に係る登記 事項証明書又は登記されていないこと の証明書又は本籍地の自治体が交付す る身分証明書 | ・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。・（注３）参照。 |
| 17 | その他の書類又は図面 | ・必要に応じて長期財務計画、生活環境影響調査等を添付。 |

（注１）許可に際しては、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要ですので、計画的に受講し、修了してください。

　　　　【（公財）日本産業廃物処理振興センターＵＲＬ】https://www.jwnet.or.jp/index.html

講習会の修了者は、個人の場合は申請者本人又は令6条の10に規定する使用人（注４）、法人の場合は法第14条第5項第2号ニに規定する役員又は令6条の10に規定する使用人（注４）です。

※申請書に氏名が記載されていることが必要。

（注２）納税証明書（その１）は、税務署窓口に行く必要なく、非対面で請求から受取まででき　　　　　ます。事前協議書を提出の際は、受け取った電子納税証明書を印刷し添付してください。

　　　　電子納税証明書の受取方法は、以下のＵＲＬからご確認ください。

【ＵＲＬ】https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

（注３）成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書は、高松法務局（郵送の場合は東京法務局）で取り扱っています。

詳細は高松法務局戸籍課（ＴＥＬ：０８７－８２１－６１９１）にお問合せください。

【ＵＲＬ】http://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/static/seinen-kouken1.htm

（注４）申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいいます。

①　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

②　①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（その他）

①有価証券報告書による代替

直前の事業年度（申請者が令第6条の11第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第7項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、No.8及びNo.10に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができます。

②先行許可証による代替

都道府県知事は、申請者が既に許可（住民票の写し等を添付して受けたもので、5年以内のもの）を受けている場合は、No.11からNo.16までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあっては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができることとなっています。

③事業の用に供する施設の図面等の添付（必要に応じて）

 法においては、更新手続きにおいて内容に変更がない場合は、事業の用に供する施設の図面や事業計画書等が、法15条の許可施設の場合は、全ての手続きにおいて施設の図面等の添付を要しないこととなっていますが、必要に応じて、いずれも添付をお願いする場合があります。

④添付書類の省略

　　規則・要項の規定により同時に二以上の申請書、協議書等を提出する場合（例えば、法人

　が同一の都道府県知事に対して産業廃棄物収集運搬業の新規許可と産業廃棄物処分業の新

　規許可を同時に申請する場合）において、各申請書、協議書等に添付すべき書類の内容が同

　一であるときは、一の申請書、協議書等にこれを添付し、他の申請書、協議書等には知事が

　別に定める添付書類省略一覧表を添付して、一の申請書、協議書等に添付した書類の添付を

　省略することができます。

＜許可申請書＞

(1) 使用する様式

次表の種類・区分に応じた様式に所定の事項を事前協議書と同様に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 区分 | 様式の名称 |
| 産業廃棄物処分業 | 新規許可 | 産業廃棄物処分業許可申請書 |
| 更新許可 |
| 変更許可 | 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 |
| 更新許可 |
| 変更許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 |

(2) 添付書類

事前協議書の添付書類を用いますので、提出は不要です。

様式第6号

処理施設の構造が分かる図面等を添付すること。

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処分業協議書　　　年　　　月　　　日　香川県知事　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議者郵便番号　〒７６０－８５７０　記載例ですので事業の範囲、処分方法等内容が一致しておりません。住　所　　香川県高松市番町四丁目１番10号　氏　名　　香川　株式会社　　　　　代表取締役　香川太郎　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号　０８７－８３２－３２２６産業廃棄物処分業を行いたいので、関係書類等を添えて提出します。 |
| 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。） | 中間処理（破砕処分に限る。）業①がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車等破砕物 | 含まない。 |
| 石綿含有産業廃棄物 | 含む |
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 含まない。 |
| 水銀含有ばいじん等 | 含まない。 |

 |
| 事務所及び事業場の所在地 | 事務所（香川県内の拠点となる事務所の所在地）　　　　香川県高松市番町四丁目１番１０号電話番号　０８７－８３１－１１１１ |
| 事業場（処理施設の設置場所）　　　　香川県○○市○○町大字○○字○○番○○電話番号　○○○－○○○－○○○○ |
| 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。） | 木くず又はがれき類の破砕施設　処理能力：８０ｔ／日（８時間）　設置場所：香川県○○市○○町大字○○字○○番○○許可年月日：平成○年○月○日許可番号：○○－○○－○○　設置年月日：平成○年○月○日 |
| 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ | 　保管場所：香川県○○市○○町大字○○字○○番○○　種類：がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）　面積：○○○ｍ２　保管上限：○○○ｍ３　積上高：○○○ｍ |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | 別添のとおり |
| 県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か | 取り扱わない。 |
| 担当者及び連絡先 | 担当者名　香川太郎連絡先　　０８７－８３１－１１１１ |

（日本産業規格　Ａ列4番）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
| 高松市 | ０９７０１０００００１ |
| 愛媛県 | ０３８０１０００００１ |
|  |  |
|  |  |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  | 登記簿謄本の記載のとおりに記載すること。 |
|  |
| （法人である場合） |
| （ふ　　り　　が　　な）名　　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| かがわ　かぶしきがいしゃ香川　株式会社 | 香川県高松市番町四丁目１番１０号 |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |
|  | 　　　（個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  | （法人である場合） |
| （ふりがな）名称 | 住所 |
|  |  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
|  | 役 職 名・呼 称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  | 住民票の記載のとおりに記載すること。 |
|  |  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| かがわ　たろう香川　太郎 | 昭和〇年〇月〇日 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
| 代表取締役 | 香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇 |
| かがわ　はなこ香川　花子 | 昭和〇年〇月〇日 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
| 取締役 | 香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇 |
| かがわ　いちろう香川　一郎 | 昭和〇年〇月〇日 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
| 監査役 | 香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇 |
|  |  |  |
|  |  |

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | １０，０００株 | 出資の額 | ○○○○○○円 |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生 年 月 日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　　　　所 |
| かがわ　たろう香川　太郎 | 昭和〇年〇月〇日 | １，０００株 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
| １０％ | 香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇 |
| かがわ　はなこ香川　花子 | 昭和〇年〇月〇日 | ５００株 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
| ５％ | 香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇 |
| かがわ　ゆうげんがいしゃ香川 有限会社 | 昭和〇年〇月〇日設立 | ２，０００株 |  |
| ２０％ | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）記載行数は人数に応じて適宜調整してください。記載行数は人数に応じて適宜調整してください。 |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| かがわ 　じろう香川　二郎 | 昭和〇年〇月〇日 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
| 高松事業所長 | 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考１　※欄は記入しないこと。２　「法定代理人」の欄から「令第６条の１０に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。４　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |

事業計画記載事項

　環境省通知の統一様式を用いても良い

１　共通事項

(1) 事業内容（事業の目的、概要、期間等）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類及び量

２　中間処分の場合

(1) 処分の方法（保管方法を含む。）

(2) 処分施設の維持管理計画（技術管理者の設置等）

(3) 放流水又は排出ガスの検査結果

(4) 処分したものの処分（再利用）方法の概要

(5) 廃棄物又は処分したものの検査計画

(6) 災害防止計画

① 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

③ 火災の発生の防止に関する事項

３　埋立処分の場合

(1) 最終処分場の遮断又は遮水の方法

(2) 埋立処分の方法（保管方法を含む）

(3) 浸出水の処分方法

(4) 最終処分場の維持管理計画（技術管理者の設置及び維持管理積立金の算出等）

(5) 放流水及び周辺の地下水の検査計画

(6) 廃棄物の検査計画

(7) 災害防止計画

* 1. 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
	2. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
	3. 火災の発生の防止に関する事項
	4. その他の災害防止に関する事項

※変更申請の場合は、変更部分の変更前・変更後を明示すること。

記載例4

事業計画書（処分業記載例）

１　事業概要

当社は、現在土木・建設業を営んでいるが、今後事業を拡大し、排出事業者から委託を受けて、土木工事・建設工事等から発生する産業廃棄物（木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の中間処理を行うために、産業廃棄物処分業の許可を受けようとするものである。

排出事業者から産業廃棄物の処分を受託する場合には、あらかじめ書面にて産業廃棄物処分委託契約を締結した上で、契約に従って産業廃棄物の処分を行う。その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は処分を行わない。

・受託予定排出事業者（所在地と想定される産業廃棄物の種類を記載）

○○株式会社（所在地：○○市○○町○○、産業廃棄物の種類：○○、○○）

○○株式会社○○工場（所在地：○○市○○町○○、産業廃棄物の種類：○○、○○）

・想定される収集運搬業者（所在地と収集運搬予定の産業廃棄物の種類を記載）

○○工業株式会社（所在地）○○市○○町○○

（収集運搬する産業廃棄物の種類）○○、○○

有限会社○○産業（所在地）○○市○○町○○

（収集運搬する産業廃棄物の種類）○○、○○

２　取り扱う産業廃棄物の種類及び予定量

木くず　････････････････････････････････････････１００ｔ／月

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず････････５０ｔ／月

がれき類････････････････････････････････････････１００ｔ／月

（自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含むか否かを記載すること。）

【破砕施設の処理能力について】

木くず又はがれき類の破砕施設の処理能力がｍ３／日となっているものについては、

ｔ／日で表わすこと。

【保管場所について】

保管場所の所在地、面積、保管量、積み上げることができる高さを記載すること。

（以下はがれき類の場合の記載例であり、木くずの場合はがれき類に準じて記載すること。）

３　処分の方法

ダンプ車で搬入したがれき類は、処分前保管場所に保管する。鉄筋等を取り除いた後、がれき類を重機でホッパーに投入し、破砕処理後、磁選機により金属等を取り除き、スクリーンにより４０ｍｍで篩い分けを行う。４０ｍｍを超えるものは、再度破砕処理を行い、４０ｍｍアンダーとなった製品は、処分後保管場所に保管する。

４　処理施設の維持管理計画

・技術管理者○○が現場に常駐し、施設の維持管理にあたる。

（技術管理者講習会を受講した者については、修了証の写しを添付すること。技術管理者が選任されていない場合は、早急に技術管理者の養成を行う旨、記載すること。）

・処理施設の稼働時間は、午前○時～午後○時までの○時間とする。

記載例5

・始業・終業時には、施設が正常に稼働することを確認する。また、３ヶ月に１回、施設メーカーによる定期点検を行う。

・産業廃棄物の保管の際は、保管の基準を遵守する。

・施設の処理能力にみあった量の産業廃棄物を受け入れ、処理を行う。

・常に場内の清潔を保持する。

・施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所にて○年間保存する。

・異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡する。

５　放流水又は排出ガスの検査計画

がれき類の破砕のみであり、放流水又は排出ガスは発生しないため、特に検査は行わない。

場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水する。

６　処分したものの処分（再利用）方法の概要

・粒径や強度試験等の品質規格に適合した再生骨材（クラッシャラン）は、建設業者等に路盤材と

　して販売する。

・金属くずは、製鉄業者○○株式会社（所在地）に原料として売却する。

７　廃棄物又はそれを処理したものの検査計画

・処理する産業廃棄物が、許可品目のみであることを確認する。

・処理後の骨材は、がれき類のみであり、有害物質等の検査は行わない。

なお、粒径は現場で目視確認を行う。強度試験等の品質規格に適合しているかどうかは、定期的に専門機関検査依頼する。

８　廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

・飛散等の防止のため、産業廃棄物は、コンクリート擁壁（高さ２ｍ）の三方囲いの中で保管する。

保管の際は、保管基準を遵守する。

・破砕処理時は、適時散水等を行い、粉じんの飛散防止に努める。

９　公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

・がれき類の破砕のみであり、放流水は発生しない。粉じんの飛散防止のための散水は行うが、

　使用水量はわずかであり、放流水は発生しない。

・事業場内は、全面コンクリート舗装している。

・場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水する。

１０　火災の発生の防止に関する事項

・消防法を遵守し、場内に消火器、散水設備を設置する。

・適時、場内パトロールを実施し、異常がないか確認する。

１１　その他の災害防止に関する事項

・緊急時の連絡体制（病院、警察署、消防署、保健福祉事務所、市町等）について記載すること。

・関係者以外立入禁止とし、作業時間外は施錠を確実に行う。

・労働・環境関係法令等を遵守し、作業を行う。

・定期的に、従業員に対する安全教育等を行う。

記載例6

生 活 環 境 影 響 調 査 の 手 法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 選定する生活環境影響調査項目 | 標準的な予測手法 | 分析すべき影響 |
| 大気質 | 焼却施設の煙突からの排ガスについては、ＳＯ２、ＮＯ２、浮遊粒子状物質（ばいじん）、塩化水素（ＨＣ）、ダイオキシン類その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生じると予想される項目廃棄物運搬車両の排気ガスについては、ＮＯ２等 | プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法 | 寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響 |
| 水質 | 処理施設から排出される排水については、ＢＯＤ（排出先が海域又は湖沼の場合はＣＯＤ）、ＳＳ、必要に応じて窒素含有量及び燐含有量その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目 | 数値シミュレーション手法を用いて水質濃度を予測する方法 | 水道の取水地点における利水上の障害等の影響 |
| 騒音 | 処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音 | 騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法 | 騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道周辺の人家等が存在する地点における影響 |
| 振動 | 処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動 | 振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法 | 振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道周辺の人家等が存在する地点における影響 |
| 悪臭 | 煙突等から排出される悪臭、処理施設から漏洩する悪臭又は廃棄物運搬車両から排出される悪臭については、廃棄物の種類又は性状により排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等 | 煙突等から排出される悪臭については、プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法処理施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法 | 煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域における影響 |
| (陸上埋立のみ)地　下　水 | 地下水の流れ | 地下水位の変化や湧水量の計算に用いられている一般的な解析式又は定性的な予測方法 | 埋立地の存在による地下水の水位や流動状況への影響 |

（注）同等の大きさの寄与が複数地点において生ずる場合は、それら全ての地点

記載例7

処分業対象施設に係る生活環境影響調査の記載事項

法対象施設はもとより、処分業対象施設についても生活環境影響調査をまとめるものとする。

環境影響要因（発生源）、水質の場合なら放流先（河川、海域）の状況、民家の立地状況などを明らかにし、予測結果又は環境保全対策などから影響を分析する。

なお、工事中の影響については、協議する必要はない。

（検討事項）

１　大気汚染

燃料使用施設を明らかにし、その施設からの影響を分析する。

粉じん発生の要因があれば、その影響を明らかにする。

必要に応じ、廃棄物運搬車輌の発生台数も明らかにし、その影響を分析する。

講ずる環境保全対策があれば、それも明らかにする。

２　水質汚濁

排水の放流があるか否かを明らかにする。

放流があれば、水量、水質、放流先を明らかにし、その影響を分析する。

必要に応じ、水処理施設の概要も明らかにする。

３　騒音

騒音の発生源を明らかにし、その影響を分析をする。

廃棄物運搬車輌の発生台数、運搬経路、周辺民家の立地条件（距離、立地数）を明らかにし、その影響を分析する。

類似施設の苦情発生状況を調査し、その対策についても明らかにする。

４　振動

騒音と同様

５　悪臭

悪臭の発生源、周辺民家との距離などを明らかにし、その影響を分析する。

類似施設の苦情の発生状況を調査し、その対策についても明らかにする。

記載例8

当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

１ 当該事業の開始に要する資金の総額

○○施設 土地 ○○円

新たに必要な諸経費について記入し、

なければ「既存の施設を使用するため、

新たな資金は必要ありません。」と記入する。

 事務所 ○○円

 処理施設 ○○円

合計 ○○円

２ その資金の調達法

自己資金 ○○円

○○銀行（本支店名・連絡先等記載）より借入 ○○円

○○株式会社（所在地・連絡先等記載）より出資　　　　○○円

３ 事業の運営にかかる資金等

（１）１ヶ月の売上げ

新規許可申請等で不明な場合は、予定額で記入してください。

約　　　○○円 （うち産業廃棄物処理業　○○円）

（２）１ヶ月の経費

新規許可申請等で不明な場合は、予定額で記入してください。

約　　　○○円 （うち産業廃棄物処理業 ○○円）

（内訳）

従業員の給料 約 円 （従業員 名）

ガソリン代・車両整備費 約 円

その他（ ） 約 円

|  |
| --- |
| 資産に関する調書（個人用） |
| ○○年○○月○○日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 | 定期預金 |  | 　３，０００ |
| 有価証券 | 株式 | １，０００株 | １００ |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売 掛 金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 | 自宅宅地駐車場土地 | １１０㎡ | ２０，０００ |
| 建　　物 | 自宅 | １棟 | １２，０００ |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 | ダンプ | １台 | 　３，０００ |
| そ の 他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　産　　計 | 　　　３８，１００ |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  | １９，０００ |
| 短期借入金 |  |  | ５００ |
| 未 払 金 |  |  |  |
| 預 り 金 |  |  |  |
| 前 受 金 |  |  |  |
| 買 掛 金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　債　　計 | １９，５００ |

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○○年 | ○○月 | ○○日 |

香川県知事　殿

|  |
| --- |
| 申請者 |
| 住所 | 香川県○○… |
| 氏名 | 株式会社○○代表取締役　○○　○○ |  |
| （法人にあっては名称及び代表者の氏名） |